

平成27年第8回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成27年9月9日（水） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，
平田 哲副学長，渡部 剛教授，升田 由美子教授，林 要喜知教授，
鈴木 裕教授，千石 一雄教授，岡田 洋子教授三好 暢博教授，
久保 進事務局長，

欠席者：高井 章副学長，原渕 保明教授，吉田 貴彦教授，千葉 茂教授

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，萩総務部長，小出教務部長，
三浦総務課長，滝本企画広報評価課長，綿矢会計課長，西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成27年第7回（平成27年7月8日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 教員の人事について

(1) 講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

(2) 講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

(3) 講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

(4) 助教等候補者の選考について

本件について，学長から発議及び資料1（事前配付資料4～5を配付済み）に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり，助教等候補者の選考について了承された。

(5) 客員准教授候補者の選考について

本件について，学長から発議があり，客員教員・特任教員・病院教員の選考は，

本学教員の選考基準及び選考細則に準じて行うことになっているが、身分は非常勤であり雇用期限も限られていることから、推薦のあった教員候補者を諮り、投票は行わず出席者の了承で選考を進めていることの説明と事前配付資料6に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり、客員准教授候補者とすることが了承された。

2. 平成27年度非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料7に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

3. 客員准教授の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料8に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり、客員准教授の称号を付与することが了承された。

4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「履行状況調査（書面調査）」について

本件について、学長から発議があり、次いで研究担当の副学長である高井副学長が不在のため不正行為防止対策委員会委員である萩総務部長から資料2-1のとおり文部科学省より本調査の依頼があったこと、本調査の取組方針等は2-2のとおりであることの説明があり、引続き加藤研究支援課長から資料2-3～4に基づき個別の取組についての説明があった。

その後、審議の結果、「履行状況調査（書面調査）」の回答が原案のとおり了承された。

5. 国内研究員の受入れについて

本件について、学長から発議及び資料3に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり国内研究員として受入れることが了承された。

6. 旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで三浦総務課長から資料4に基づき次のとおり説明があった。

- ① 現行規程の第2条の資格基準では、本学に学長、副学長又は教授として、通算20年以上勤務が必要であり、第3条の勤務年数通算基準では、本学の学長、副学長又は教授として10年以上勤務が必要となっているが、資格基準を10年以上に、勤務年数通算基準を5年以上に改正するものであること。
- ② 本学規程の資格基準及び勤務年数通算基準の年数が長く、選考の際に障害となっていた経緯があったこと
- ③ 他大学の規程の年数等を考慮し、資格基準を10年、勤務年数通算基準を5年とすると、現在在職中の教授の大半が対象となる見込みであること。
- ④ 改正後の第2条及び第3条の規程は平成27年3月31日以降の退職者か

ら適用させること。

その後、審議の結果、名誉教授称号授与規程の一部改正について原案のとおり了承された。

7. 経営協議会学外委員の選考について

本件について、学長から、資料5-1～2に基づき説明があり、意見交換の結果、資料のとおり、表 憲章（おもて のりあき）氏、高橋 剛（たかはし つよし）氏、原田 直彦（はらだ なおひこ）氏、宮間 利一（みやま としかず）氏、宮本 光明（みやもと みつあき）氏に、委員をお願いすることが了承された。

また、学長から、学内の委員について、経営協議会規程第3条第1項第2号の「学長が指名する理事」としては、松野理事、藤尾理事を、また、同規程第3条第1項第3号の「学長が指名する職員」としては、平田副学長を指名したことの報告があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 教員の退職について

学長から教員の退職予定者は、資料6のとおりであること。

（本報告事項については、議事の進行上、議題1（1）に先立って行われた。）

(2) 大学院学生奨学金に係る会計検査院からの照会文書について

西田学生支援課長から、資料7に基づき会計検査院からの照会文書概要及び本学回答文書概要について説明があった。

(3) 大学院修士課程高度実践コース38単位教育課程移行申請について

西田学生支援課長から資料8に基づき説明があり、申請にあたっては修士課程委員会の審議・了承の後、本評議会において了承いただくべきであったが、7月中に移行認定申請をする必要があったため、事後報告となった旨付言があった。

(4) 平成28年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について

綿矢会計課長から、資料9に基づき次のとおり説明があった。

- ① 文部科学省高等教育局より、平成28年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について、平成20年の通知の内容の一部見直し、取り扱うこととする旨の通知があったこと。
- ② 基準定員超過率の厳格化となっており、平成28年度入学者から段階的に実施され、基準定員超過率以上の入学生分については、授業料収入相当額の全額を国庫納付する取扱いとなること。
- ③ 平成31年度からは、入学定員充足率100%を超える場合に、超過した入学

生分の教育費相当額を国庫納付する予定であること。

- ④ 留年者の取扱いは、これまで全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準を明示することを要件に、2年以内の留年者は在籍者数から控除するとしていたものを、成績評価基準等を明示する要件に加え、成績評価のGPA制度を導入すること、成績不振の学生への個別指導を行うことが要件となっていること
- ⑤ 現在、本学では学生定員を適正に管理していることから、今回の見直しにより、対応すべき案件はないが、本通知を踏まえ学生定員の管理に一層努めることとしたいこと。

次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は、平成27年10月14日（水）14時45分から第二会議室において開催すること。